『まい・給付』をご使用のお客様へ

Ver800の給付管理に関するご留意事項(ご参考)

2009.3.24 (株)フォーエヴァー

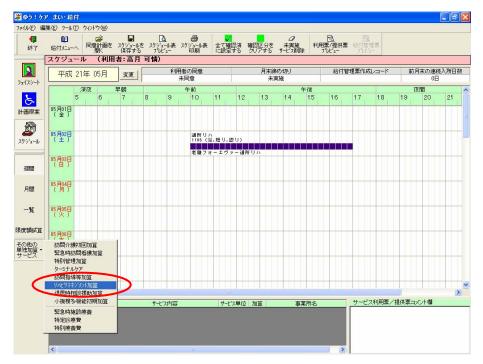
2008年4月サービス分より、サービスの単位数が変わり、新しい加算も増えていますが、給付管理をする際に、少し留意していただきたい操作がありますのでお伝え致します。

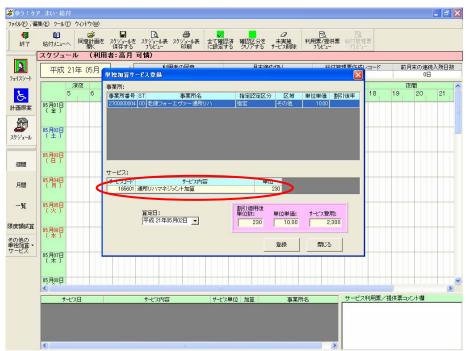
- ■通所リハビリの「リハビリテーションマネジメント加算」
- ■通所リハビリの「**理学療法士等体制強化加算**」
- ■訪問リハビリの所定単位数
- ■通所介護の個別機能訓練加算 I II

1. 通所リハビリの「リハビリテーションマネジメント加算」

通所リハビリの「リハビリテーションマネジメント加算」は、**1カ月につき230単位**の加算ですが、これは、『給付』のスケジュール画面の"**その他の単独加算サービス**"をクリックするとでつけることができます。この加算は、

- (1) 1カ月に1回のみ算定できます。
- (2) 展開後のスケジュール画面でのみつけることができます。
- (3) 計画原案画面ではつけることができません。
- (4) 事業所登録では設定しません。

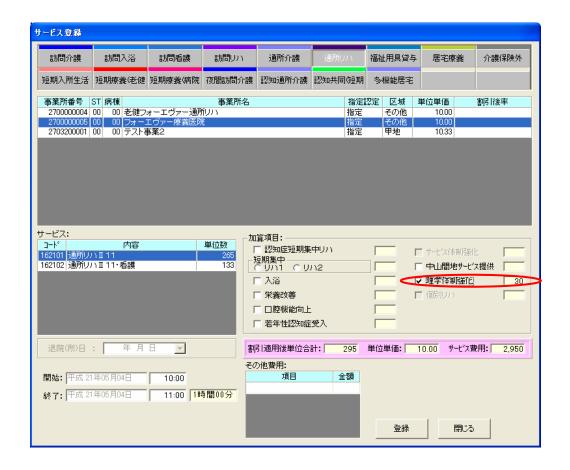




2. 通所リハビリの「理学療法士等体制強化加算」

通所リハビリの「理学療法士等体制強化加算」は、1日30単位の加算ですが、この加算は、

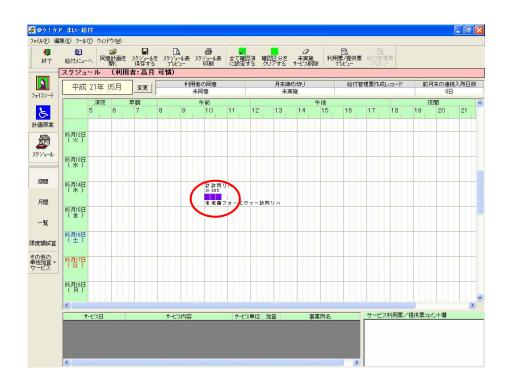
- (1) 1時間~2時間未満の場合にのみ算定できます。
- (2) 3時間~4時間未満、4時間~6時間未満、6時間~8時間未満の場合には算定できません。
- (3) 事業所登録では設定しません。



3. 訪問リハビリの所定単位数

訪問リハビリの所定単位数は、1回あたり305単位ですが、これは、

- (1) 1回あたりで算定するものです。
- (2) 時間の長さによるものではありません。
- (3) 従って、例えば**40分**行って610単位(= 305×2)を算定する場合は、**20分のスケジュールを続けて2回入力**していただくことになります。



4. 通所介護の個別機能訓練加算 I • Ⅱ

通所介護の個別機能訓練加算 $I \cdot II$ は、事業所登録で設定しますが、日によって"I (=27 単位)"と"II (=42 単位)"が変わる場合は、事業所登録のサービス内容の登録で、"**連番**"を変えて登録することにより、給付のスケジュール画面で、 $I \cdot II$ の事業所を選択することができるようになります。

- (1) 事業所登録のサービス内容の登録で、普通に、個別機能訓練加算 I のサービスを登録します。 この時は、連番は"00"となっています。
- (2) 次に、同じ事業所で、連番を"**01**"にして、個別機能訓練加算Ⅱのサービスを登録します。 この時、右上のサービスごとの事業所名称に"(2)"を付加しておきます。連番が違いますので、 同じ事業所番号の下に、同じサービスを2つ登録することができるのです。
- (3)給付のスケジュール画面で通所介護を選択すると、 同じ事業所番号で、<u>病棟=01、事業所名= "○○○○(2)"</u>・・・② となっている事業所も表示されます。
- (4) 今までの事業所を選択すると個別機能訓練加算は I(=27 単位)となり、②の事業所を選択すると、個別機能訓練加算は II(=42 単位)になります。

